

愛媛県障がい者施策推進協議会条例〔平成6年7月15日愛媛県条例第17号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、愛媛県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月15日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則（平成23年10月18日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第20号）

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の愛媛県地方障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の愛媛県障害者施策推進協議会条例第3条第1項の規定により愛媛県障害者施策推進協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の愛媛県地方障害者施策推進協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成28年3月29日条例第18号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

愛媛県障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内における障がい者の相談支援の体制（以下「相談支援体制」という。）を構築するとともに、その適正かつ円滑な運営を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、愛媛県障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を取扱う。

- (1) 相談支援体制の構築に関する事。
- (2) 相談支援に従事する人材の育成に関する事。
- (3) 障がい者の地域生活を支援するための社会資源の充実等に関する事。
- (4) 専門的分野における支援方策に関する事。
- (5) その他相談支援体制の適正かつ円滑な運営に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者の保健・福祉に関する学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者、障がい者等及びその家族
- (3) 障がい者の支援に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項についての専門的な調査又は検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、分野又は地域を定め複数置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。